

国民年金事務費交付金等交付要綱

制 定	昭和 57 年 2 月 17 日	庁発第 4 号
一部改正	昭和 61 年 3 月 27 日	庁発第 7 号
	昭和 62 年 3 月 30 日	庁発第 4 号
	昭和 63 年 3 月 28 日	庁発第 6 号
	平成元年 3 月 31 日	庁発第 3 号
	平成 2 年 3 月 30 日	庁発第 3 号
	平成 7 年 3 月 23 日	庁発第 2 号
	平成 12 年 5 月 10 日	庁発第 10 号
	平成 14 年 6 月 17 日	庁発第 8 号
	平成 15 年 6 月 27 日	庁発第 0627001 号
	平成 17 年 3 月 24 日	庁発第 0324002 号
	平成 17 年 6 月 27 日	庁発第 0627001 号
	平成 18 年 8 月 28 日	庁発第 0828001 号
	平成 21 年 12 月 28 日	庁保発第 1228001 号
	平成 22 年 7 月 29 日	年発 0729 第 001 号
	令和 2 年 4 月 10 日	年発 0410 第 001 号

(通則)

- 1 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 86 条及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号。以下「特障法」という。）第 20 条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する事務費交付金及び特別障害給付金事務費交付金等（以下「国民年金事務費交付金等」という。）については、国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和 35 年政令第 122 号。以下「政令」という。）、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 6 号。以下「省令」という。）、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」という。）附則第 2 項及び第 3 項並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成 17 年政令第 149 号。以下「特障政令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(事務費交付金の交付額の算定方法)

- 2 事務費交付金の交付額は、次の(1)から(4)までにより算定した額を合計した額とする。ただし、(1)及び(3)に係る事務費交付金の合計額は、当該年度において現に要した人件費の総額を、(2)及び(4)に係る事務費交付金の合計額は、当該年度において現に要した物件費の総額をそれぞれ超えることはできない。
 - (1) 政令第 2 条第 1 号に基づく省令第 2 条第 1 項による算定額
 - (2) 政令第 2 条第 2 号に基づく省令第 2 条第 2 項による算定額
 - (3) 政令第 2 条第 3 号に基づく省令第 2 条第 3 項による算定額

(4) 政令第2条第4号に基づく省令第2条第4項による算定額

3 現に要した人件費及び物件費の総額は、それぞれ市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が法又は法に基づく政令の規定によって行う事務の処理に要した人件費及び物件費の支出額（別表に定める対象経費の支出に係るものに限る。）とする。

4 2(2)に係る事務費交付金の額の算定における省令第2条第2項に規定する災害その他特別の事情があると認める事由及び算定の基準は、次の各項に定めるそれぞれの事由及び算定の基準とする。

(1) 市町村の区域の全部又は一部が災害を受け、基礎年金等事務の遂行が著しく阻害された場合 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害について、新たに発生した事務処理に要した額

(2) 基礎年金等事務の遂行にあたり多額の費用を要したこと等その他特別の事情がある場合 基礎年金等事務の執行体制の整備を実施したこと又はその他厚生労働大臣が特に必要と認めるものについて現に要した額

5 省令第2条第3項における厚生労働大臣が市区町村の区域を勘案して定める額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第3項の規定による地域手当の支給地域の区分及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条の規定による寒冷地手当の支給地域の区分に応じて別に定める額とする。

6 2の規定にかかわらず、改正省令による改正後の省令第2条第1項の規定により算定した額（以下「改正後人件費算定額」という。）を令和元年度における改正省令による改正前の省令第2条第1項の規定により算定した額で除して得た数が次の各項に掲げる場合には、2(1)により算定する額は、当分の間、改正後人件費算定額に当該各項に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 1未満の場合 厚生労働大臣が定める率である調整係数Ⅰ

(2) 厚生労働大臣が定める割合を超える場合 厚生労働大臣が定める率である調整係数Ⅱ

7 2の規定にかかわらず、改正省令による改正後の省令第2条第2項の規定により算定した額（同項括弧書を除く。以下「改正後物件費算定額」という。）を令和元年度における改正省令による改正前の省令第2条第2項の規定により算定した額（同項括弧書を除く。）で除して得た数が次の各項に掲げる場合には、2(2)により算定する額は、当分の間、改正後物件費算定額に当該各項に定める率を乗じて得た額と4の規定により算定した額とを合計した額とする。

(1) 1未満の場合 厚生労働大臣が定める率である調整係数Ⅲ

(2) 厚生労働大臣が定める割合を超える場合 厚生労働大臣が定める率である調整係数Ⅳ

(特別障害給付金事務費交付金の交付額の算定方法)

8 特別障害給付金事務費交付金の交付額は、特障政令による算定額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることはできない。

9 8の交付額を算出する場合における次の各項に掲げる事項については、それぞれ当該各項に定めるところによる。

(1) 特障政令における市町村の区域を勘案して定める額は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第3項の規定による地域手当の支給地域の区分及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条の規定による寒冷地手当の支給地域の区分に応じて別に定める額とする。

(2) 現に要した費用の額は、市町村長が特障法又は特障政令の規定によって行う事務の処理に要した費用の支出額(別表に定める対象経費の支出に係るものに限る。)とする。

(国民年金等事務に係る市町村との協力・連携)

10 法第86条及び特障法第20条の規定に基づく事務のほか、次の(1)から(6)までに掲げる事項について、市町村が協力・連携を行う場合には、市町村における協力・連携の計画を勘案し、これに係る費用を交付するものとする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることはできない。

(1) 資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進
資格取得届、氏名変更届及び住所変更届の当該年度の受理に際して納付督促、口座振替、「国民年金保険料に係るクレジットカード納付について」(平成19年12月27日付け庁保険発第1227001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づくクレジットカード納付(以下「クレジットカード納付」という。)及び前納の促進を行った場合、次の①から④までの合計額とする。

① 前年度の1月から当年度の12月までに納付督促を行った件数に別に定める額を乗じた額

② 前年度の1月から当年度の12月までに口座振替の申出があり、年金事務所において確認された件数に別に定める額を乗じた額

③ 前年度の1月から当年度の12月までにクレジットカード納付の申出があり、年金事務所において確認された件数に別に定める額を乗じた額

④ 前年度の1月から当年度の12月までに前納の申出があり、年金事務所において確認された件数に別に定める額を乗じた額

(2) 国民健康保険等の公金と併せた口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進
国民健康保険等の公金と併せた口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進

を行った場合、次の①から④までの合計額とする。

- ① 前年度の1月から当年度の12月までに納付督促を行った件数に別に定める額を乗じた額
 - ② 前年度の1月から当年度の12月までに口座振替の申出があり、年金事務所において確認された件数に別に定める額を乗じた額
 - ③ 前年度の1月から当年度の12月までにクレジットカード納付の申出があり、年金事務所において確認された件数に別に定める額を乗じた額
 - ④ 前年度の1月から当年度の12月までに前納の申出があり、年金事務所において確認された件数に別に定める額を乗じた額
- (3) 保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載
当該記事の掲載に要した費用の額
 - (4) 市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談
来訪、電話及び文書による相談並びに被保険者名簿の交付に係る相談の前年度の1月から当年度の12月までの対応件数にそれぞれ別に定める額を乗じて得た額
 - (5) 日本年金機構との合意により行われる各種情報提供等
 - ① 「国民年金保険料未納者対策及び社会保険料控除の適正化について」（平成16年9月6日付け庁保険発第0906001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に基づく日本年金機構への情報提供（全額・4分の3・半額・4分の1免除該当者の一覧表等による情報提供を含む）
前年度の1月から当年度の12月までの情報提供件数に別に定める額を乗じた額
 - ② 電話番号の情報提供（一覧表等による電話番号の情報提供）
前年度の1月から当年度の12月までの情報提供件数に別に定める額を乗じた額
 - ③ 法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送（市町村窓口で受け付けることになっていない各種申請書等の回送）
前年度の1月から当年度の12月までの申請書等送付件数に別に定める額を乗じた額
 - ④ 日本年金機構との合意により行われる情報提供に必要なシステム修正等
当該システム修正等に要した費用の額
 - ⑤ 上記①から③までの項目に基づく情報提供以外に日本年金機構との合意により行われる情報提供
市町村における協力・連携の計画を勘案し別に定める額
 - (6) その他地域の実情を踏まえた協力
厚生労働大臣が別に定める額

(国民年金事務費交付金等の交付)

- 11 国民年金事務費交付金等の交付は、厚生労働大臣が申請の内容について確認し、交付す

べき交付金の額が確定した後に精算交付するものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算交付することができる。

(交付の申請)

12 精算交付の申請は、別紙様式第2号の申請書に別に定める書類を添付の上、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

13 概算交付の申請は、別紙様式第1号の申請書に別に定める書類を添付の上、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

14 国民年金事務費交付金等の概算交付額は、次の(1)から(3)までにより算定した額とする。ただし、(2)及び(3)において1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 事務費交付金の概算交付額

次の①から③までの合計額。ただし、それぞれにおいて1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 前年度における政令第2条第1号及び第3号に基づく省令第2条第1項及び第3項の規定による交付決定額に、別に定める算出率を乗じて得た額

② 前年度における政令第2条第2号及び第4号に基づく省令第2条第2項（交付要綱の4による額を除く。）及び第4項の規定による交付決定額に、別に定める算出率を乗じて得た額

③ 特別の事情がある場合は、別に定める額を加算して得た額

(2) 特別障害給付金事務費交付金の概算交付額

前年度の特障政令による交付決定額に、別に定める算出率を乗じて得た額

(3) 協力・連携に係る経費の概算交付額

市町村からの申請を勘案して別に定める算出率を乗じて得た額

15 概算交付決定の後に、事情の変更により申請の内容を変更して概算交付の変更申請を行う場合は、厚生労働大臣に別紙様式第1号の2の申請書に別に定める書類を添付して提出するものとする。

(決算の報告)

16 市町村長は、別に定める国民年金事務費交付金等決算審査要綱に基づき、国民年金事務費交付金等に関する決算の報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

(地方厚生（支）局の経由)

- 17 市町村長は、12、13 若しくは 15 の申請書又は 16 の報告書については、地方厚生（支）局長を経由して厚生労働大臣に申請し、又は報告するものとする。地方厚生（支）局長は受理した申請書又は報告書をそれぞれ別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- 18 地方厚生（支）局は、市町村に係る交付金について、厚生労働大臣の交付決定通知又は概算交付決定通知があったときは、市町村に対し、速やかに送付するものとする。

別表

対 象 経 費		
対象経費の費目 (節による区分)		費 目 の 内 容
人 件 費	給 料	一般職給 (※1)
	職 員 手 当	扶養手当、地域手当、管理職手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、時間外勤務手当
	共 済 費	地方公務員共済組合に対する負担金、地方公務員災害補償基金に対する負担金、退職手当負担金、子ども子育て拠出金、組合負担金、社会保険料等
物 件 費	報 酬	非常勤職員報酬 (※2)
	報 償 費	報償金
	旅 費	費用弁償 (※3)、普通旅費、研修旅費
	需 用 費	消耗品費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費
	役 務 費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料
	委 託 料	事務の委託
	使用料及び賃借料	会場借上料、プロジェクター借上料
	備 品 購 入 費	庁用器具費
	負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	負担金、補助金、交付金

※1 会計年度任用職員のうちフルタイムで勤務する者の給料を含む。

※2 会計年度任用職員のうちパートタイムで勤務する者の報酬・手当を含む。

※3 会計年度任用職員のうちパートタイムで勤務する者の通勤手当を含む。

令和 年度 国民年金事務費交付金等交付申請書(概算交付)

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番号	市町村名

市町村役場(所)の所在地		〒					
区 分	前年度の交付決定額等		概算交付額 算出率 (B)	概算交付申請額 (A)×(B) (千円未満切捨) (C)	各 期 別 交 付 額		
	(A)	(B)			第 1 四 半 期 (D)	第 2 四 半 期 (E)	第 3 四 半 期 (C)-(D)+(E) (F)
基礎年金等事務及び 福祉年金事務に係る 事務費交付金	人件費	円		円	円	円	円
	物件費	円		円	円	円	円
	特別事情分			円	円	円	円
	計			円	円	円	円
特別障害給付金 事務費交付金		円		円	円	円	円
協力・連携に係る経費	当該年度 計 画 額	円		円	円	円	円
合 計				円	円	円	円

国民年金法第86条及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第20条の規定に基づく、令和 年度基礎年金等事務費交付金、福祉年金事務費交付金、特別障害給付金事務費交付金及び協力・連携に係る経費の概算交付を上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣

殿

市町村長

印

※ 地方厚生(支)局
受 理 年 月 日

令和 年 月 日

※ 地方厚生(支)局
の 審 査 ・ 確 認

厚生(支)局長

印

振込先希望金融機関等 (コード)	金融機関名 (コード)	支店名 (コード)	口座名義 (カナのみ)	預金種別	口座番号
---------------------	----------------	--------------	----------------	------	------

注 「記入上の注意事項」を読んでから記入すること。

記入上の注意事項（様式第1号）

- 1 「都道府県番号」の欄は全国地方公共団体コードの第1桁目と第2桁目の都道府県番号を、「市町村番号」の欄は全国地方公共団体コードの第3桁目から第5桁目までの市町村番号を記入すること。
- 2 「前年度の交付決定額等(A)」の各欄は、次により記入すること。
 - (1)「基礎年金等事務及び福祉年金事務に係る事務費交付金」の「人件費」の欄は、前年度の交付決定額を記入すること。
 - (2)「基礎年金等事務及び福祉年金事務に係る事務費交付金」の「物件費」の欄は、前年度の交付決定額を記入すること。
 - (3)「基礎年金等事務及び福祉年金事務に係る事務費交付金」の「特別事情分」の欄は、交付要綱4の現に要した費用の額を記入すること。
 - (4)「特別障害給付金事務費交付金」の欄は、前年度の交付決定額を記入すること。ただし、下記3の別に定める率が0の場合は、記入の必要がないこと。
 - (5)「協力・連携に係る経費」の欄は、交付要綱14(3)の別に定める算出率を乗じて得た額を記入すること。
- 3 「概算交付額算出率(B)」の欄は、交付要綱14(1)①及び②、(2)並びに(3)の別に定める算出率をそれぞれ記入すること。
- 4 「各期別交付額」の欄の「第1四半期(D)」及び「第2四半期(E)」の欄は、別に定める割合により算出した額をそれぞれ記入すること。

令和 年度 国民年金事務費交付金等変更交付申請書(概算交付)

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番号	市町村名

市町村役場(所)の所在地									
区 分	既 交 付 決 定 額		追 加 交 付 額 (一部取消額)	変 更 交 付 申 請 額 (A)+(B)	各 期 別 交 付 額				
	(A)	(B)			第 1 四 半 期 (D)	第 2 四 半 期 (E)	第 3 四 半 期 (C)-((D)+(E)) (F)		
基礎年金等事務及び 福祉年金事務に係る 事務費交付金	人件費	円	円	円	円	円	円	円	
	物件費	円	円	円	円	円	円	円	
	特別事情分	円	円	円	円	円	円	円	
	小 計	円	円	円	円	円	円	円	
特別障害給付金 事務費交付金	円	円	円	円	円	円	円	円	
協力・連携に係る経費	円	円	円	円	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	

国民年金法第86条及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第20条の規定に基づく、令和 年度基礎年金等事務費交付金、福祉年金事務費交付金、特別障害給付金事務費交付金及び協力・連携に係る経費の概算交付を上記のとおり申請します。

※ 地方厚生(支)局
受 理 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

厚生労働大臣

殿

市(町村)長

印

※ 地方厚生(支)局
の 審 査 ・ 確 認

厚生(支)局長

印

振込先希望金融機関等 (コード)	金融機関名 (コード)	支店名 (コード)	口座名義 (カナのみ)	預金種別	口座番号
---------------------	----------------	--------------	----------------	------	------

注 「記入上の注意事項」を読んでから記入すること。

記入上の注意事項（様式第1号の2）

- 1 「都道府県番号」の欄は全国地方公共団体コードの第1桁目と第2桁目の都道府県番号を、「市町村番号」の欄は全国地方公共団体コードの第3桁目から第5桁目までの市町村番号を記入すること。
- 2 「既交付決定額(A)」の欄は、「令和 年度 国民年金事務費交付金等交付申請書（概算交付）」（様式第1号）の(C)の額を記入すること。
- 3 「追加交付額（一部取消額）(B)」の欄は、別に定める額をそれぞれ記入すること。
- 4 「各期別交付額」の欄の「第1四半期(D)」及び「第2四半期(E)」の欄は、別に定める額を記入すること。

令和 年度 国民年金事務費交付金等交付申請書(精算交付)

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番号	市町村名

市町村役場(所)の所在地		〒		市町村の廃置分合又は境界変更の状況								
年間平均被保険者数等	第1号被保険者数	人 (A)	受給権者数	人 (A')	免除者数	人 (A'')						
地域手当の区分等	地域手当の支給地域区分I	級地 /100	地域手当の支給地域区分II	級地	寒冷地手当の支給地域	級地	地方交付税制度における種地 の地域 種地					
基 礎 年 金 等 事 務 費 交 付 金	算定基礎額		補正後単価		算定額(調整前)		改正省令附則による算定額の経過措置					
	省令第2条 第1項 による算定	人 件 費	事務内容別単価	地域差	寒冷度	計 補正係数+1 b	a×b (円未満切捨) (B)	適用事務算定額 (A)×(B)	当該年度算定額(調整前)	調整係数I (小数第5位以下切捨)	改正省令附則第2項に規定する 厚生労働大臣が定める割合	
			適用事務	a				円	円	円		
			給付事務	a'	地域差	寒冷度	計 補正係数+1 b'	a'×b' (円未満切捨) (B')	給付事務算定額 (A')×(B')	令和元年度における算定額	調整係数II	
	免除事務	a''	地域差	寒冷度	計 補正係数+1 b''	a''×b'' (円未満切捨) (B'')	免除事務算定額 (A'')×(B'')	交付要綱6前段により得た数 (小数第5位以下切捨)	当該市町村の調整係数	人件費算定額 (円未満切捨) (D)		
	省令第2条 第2項 (括弧書を除く) による算定	物 件 費	適用事務	地域差		計 補正係数+1 d	c×d (円未満切捨) (C)	適用事務算定額 (A)×(C)	当該年度算定額(調整前)	調整係数III (小数第5位以下切捨)	改正省令附則第3項に規定する 厚生労働大臣が別に定める割合	
	給付事務		c'	地域差		計 補正係数+1 d'	c'×d' (円未満切捨) (C')	適用事務算定額 (A')×(C')	令和元年度における算定額	調整係数IV		
	免除事務		c''	地域差		計 補正係数+1 d''	c''×d'' (円未満切捨) (C'')	適用事務算定額 (A'')×(C'')	交付要綱7前段により得た数 (小数第5位以下切捨)	当該市町村の調整係数	物件費算定額 (円未満切捨) (D')	
	省令第2条 第2項括弧書 による算定	申 請 の 内 容									算 定 額 合 計 (円未満切捨) (D'')	
	添 付 書 類 の 通 り											
事 務 社 交 付 金	省令第2条 第3項による 算定	補正後人件費単価 (円未満切捨) e	年間平均福祉年金 受給権者数 f	算 定 額 e×f(円未満切捨) (E)	人 件 費	算定額の合計額 (D)+(E) (F)	現に要した人件費の額 当該年度人件費支出見込額 (G)	交付申請額 (F)≥(G)は(G)、(F)<(G)は(F) (H)	概算交付額 (I)	精算交付申請額 (H)-(I) (J)		
	省令第2条 第4項による 算定	物件費単価 e'	年間平均福祉年金 受給権者数 f'	算 定 額 e'×f'(円未満切捨) (E')	物 件 費	算定額の合計額 (D')+(D'')+(E') (F')	現に要した物件費の額 当該年度物件費支出見込額 (G')	交付申請額 (F')≥(G')は(G')、(F')<(G')は(F') (H')	概算交付額 (I')	精算交付申請額 (H')-(I') (J')		
特 殊 障 害 者 給 付 金	特 障 政 令 に よ る 算 定			算 定 額	現に要した費用の額	交付申請額	概算交付額	精算交付申請額				
	補正後単価 (円未満切捨) g	特別障害法第6条第1項又は第2項の 認定を受けた特別障害者数 h	算 定 額 g×h (K)	当該年度特別障害給付金 事務費支出見込額 (L)	交付申請額 (K)≥(L)は(L)、(K)<(L)は(K) (M)	概算交付額 (N)	精算交付申請額 (M)-(N) (O)					
協 係 る ・ 経 費 携	算 定 額			現に要した費用の額	交付申請額	概算交付額	精算交付申請額					
	(円未満切捨) (P)			(Q)	(P)≥(Q)は(Q)、(P)<(Q)は(P) (R)	(S)	(R)-(S) (T)					
国民年金法第86条及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第20条の規定に基づく、令和 年度基礎年金等事務費交付金、福祉年金事務費交付金、特別障害給付金事務費交付金及び協力・連携に係る経費の精算交付を上記のとおり申請します。							※ 地方厚生(支)局 受 理 年 月 日		令和 年 月 日			
令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 市町村長 印							※ 地方厚生(支)局 の 審 査 ・ 確 認		厚生(支)局長 印			
振込先希望金融機関等 (コード)	金融機関名 (コード)	支店名 (コード)	口座名義 (カナのみ)	預金種別	口座番号							

注 「記入上の注意事項」を読んでから記入すること。

I 記入上の注意事項

(一般的事項)

- 1 数字は、判読困難のないように明確に記入し、該当のない欄は斜線を引くこと。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 「都道府県番号」の欄は全国地方公共団体コードの第1桁目と第2桁目の都道府県番号を、「市町村番号」の欄は全国地方公共団体コードの第3桁目から第5桁目までの市町村番号を記入すること。
- 4 「市町村の廃置分合又は境界変更の状況」の欄は、前年度1月以後において市町村の廃置分合（吸収合併、新設、分立及び分割）又は境界変更が行われた場合に、次の事項を記入すること。
 - (1) 変更の種類
 - (2) 変更の生じた年月日
 - (3) 変更の相手方の市町村名この場合、廃置分合又は境界変更が行われた市町村は、当該年度12月末日において廃置分合又は境界変更が行われたものとみなして申請書を作成すること。
- 5 「年間平均被保険者数等」の欄は、日本年金機構から提供された数値を確認の上、記入すること。
- 6 「地域手当の支給地域区分Ⅰ」の欄は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第3項の規定による市町村の申請時における地域手当の支給地域の区分を記入すること。
- 7 「地域手当の支給地域区分Ⅱ」の欄は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の申請時における地域手当の支給地域の級地を記入すること。
- 8 「寒冷地手当の支給地域」の欄は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条の規定による市町村役場（所）の所在地の申請時における寒冷地手当の支給地域の区分を記入すること。
- 9 「地方交付税制度における種地」の欄は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の申請時における地域区分及び種地を記入すること。
(基礎年金等事務に係る事務費交付金)
- 10 「事務内容別単価」の欄は、省令第1条第1号から第6号までに定める額を記入すること。
- 11 「補正值」の各欄は、次により記入すること。
 - (1) 人件費における「地域差」の欄は、7により記入した地域区分による省令別表の(1)の係数を、物件費における「地域差」の欄は、9により記入した地域区分による省令別表の(2)の係数を記入すること。
 - (2) 「寒冷度」の欄は、8により記入した支給地域の区分による省令別表の(3)の係数を記入すること。
(福祉年金事務に係る事務費交付金)
- 12 「省令第2条第3項による算定」及び「省令第2条第4項による算定」の各欄は、次により記入すること。
 - (1) 「補正後人件費単価e」の欄は、6及び8により記入した地域手当の支給地域の区分及び寒冷地手当の支給地域の区分に応じた交付要綱5の別に定める額を記入すること。
 - (2) 「物件費単価e'」の欄は、省令第2条第4号に定める額を記入すること。
 - (3) 「年間平均福祉年金受給権者数f」及び「年間平均福祉年金受給権者数f'」の欄は、日本年金機構から提供された数値を確認の上、記入すること。なお、ハンセン病療養所年間平均入所者数を除くこと。
(現に要した費用及び概算交付額)
- 13 「現に要した費用の額」の「当該年度人件費支出見込額(G)」及び「当該年度物件費支出見込額(G')」の欄は、それぞれ人件費、物件費に係る基礎年金等事務及び福祉年金事務に係る当該会計年度に属する支出の見込額を記入すること。この場合において、支出の見込額は、交付要綱の別表に定める対象経費の支出に限るものであること。
- 14 人件費における「概算交付額(I)」及び物件費における「概算交付額(I')」の欄は、それぞれ人件費及び物件費の概算交付の決定額を記入すること。
(特別障害給付金事務費交付金)
- 15 「特障政令による算定」の各欄は、次により記入すること。
 - (1) 「補正後単価g」の欄は、6及び8により記入した地域手当の支給地域の区分及び寒冷地手当の支給地域の区分に応じた交付要綱9の(1)の別に定める額を記入すること。
 - (2) 「特障法第6条第1項又は第2項の認定を受けた特定障害者数h」の欄は、日本年金機構から提供された数値を確認の上、記入すること。
- 16 「現に要した費用の額」の「当該年度特別障害給付金事務費支出見込額(L)」の欄は、特別障害給付

金に係る事務費の当該会計年度に属する支出の見込額を記入すること。この場合において、支出の見込額は、交付要綱の別表に定める対象経費の支出に限るものであること。

- 17 「概算交付額(N)」の欄は、概算交付の決定額を記入すること。

(協力・連携に係る経費)

- 18 「算定額(P)」の欄は、協力・連携の交付申請の合計額を記入すること。
- 19 「現に要した費用の額(Q)」の欄は、協力・連携に係る経費の当該会計年度に属する支出の見込額を記入すること。この場合において、支出の見込額は、交付要綱の別表に定める対象経費の支出に限るものであること。
- 20 「概算交付額(S)」の欄は、概算交付の決定額を記入すること。

II 添付書類

- 1 交付要綱の4に掲げる事由に該当する市町村については、災害その他特別の事情の内容を明らかにした書類を添付すること。
- 2 交付要綱の10の(1)から(6)までに掲げる事項について、協力・連携を行った市町村については、内容を明らかにした書類を添付すること。